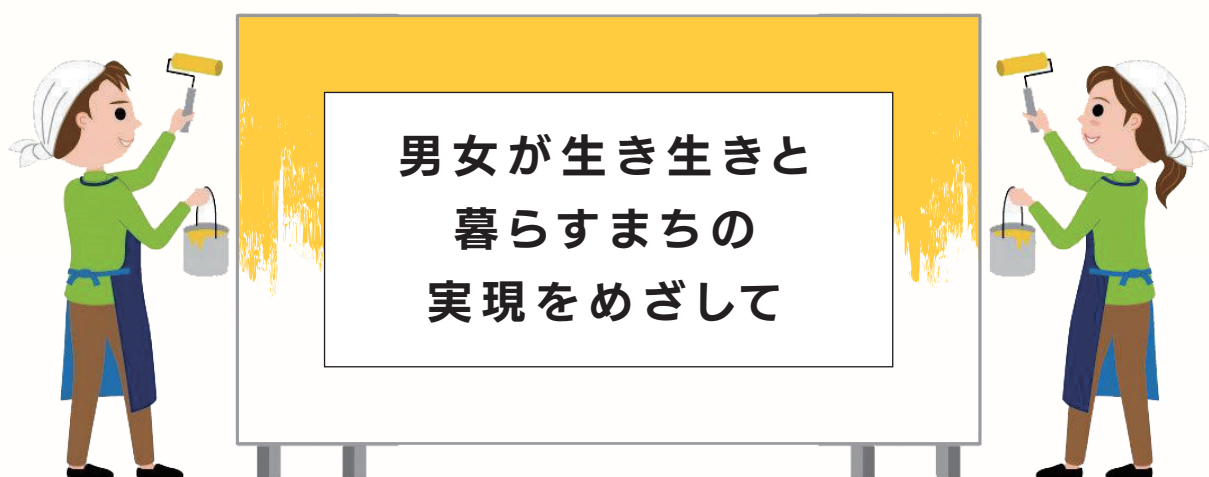


第4次おおむた 男女共同参画プラン



令和5年3月

はじめに

近年、少子高齢化による人口減少やライフスタイル・価値観の多様化など、我が国の社会情勢は急速に変化しています。このような変化に適切に対応し、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりが求められています。



本市では、男女共同参画社会基本法のもと、「大牟田市男女共同参画推進条例(平成18年4月施行)」を制定しており、条例に基づき、「第3次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を計画的、総合的に進めてまいりました。

これまでの取組みにより、性別による固定的役割分担意識の解消などに一定の進展がありました。しかし、地域活動における女性の参画促進、性別による不平等感の解消、男女間におけるあらゆる暴力の根絶など、いまだ多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活や働き方に大きな影響を及ぼしており、ポストコロナの時代を見据えた新たな日常においても、ジェンダー平等や男女共同参画の視点を取り込みながら施策を実施していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、この度、今後5年間に取組む施策の方向や内容等を定めた「第4次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。

今後、本計画を実効性のあるものとし、男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業者の皆様、各種関係機関・団体の方々と課題をともに認識し、連携・協力を図りながら取組みを推進していく必要があります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議いただきました大牟田市男女共同参画審議会の委員をはじめ、市民意見募集などを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

大牟田市長 関 好孝

目次

第1章 プラン策定の背景

1 世界の動き	3
2 国の動き	3
3 福岡県の動き	4
4 大牟田市の取組み	5

第2章 プランの趣旨と概要

1 プラン策定の趣旨	9
2 基本理念	10
3 基本目標	10
4 プランの位置づけ	10
5 プランの期間	11
6 SDGs*と本市の取組み	11
7 プランの体系	12

第3章 プランの内容

目標Ⅰ	あらゆる分野における女性の活躍推進	17
	(女性活躍推進法*に基づく推進計画 1~2)	
1	働く場における女性の活躍推進	18
2	ワーク・ライフ・バランス*の推進	22
3	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	25
4	地域・社会活動における男女共同参画の推進	27
目標Ⅱ	誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	30
1	配偶者等からの暴力の防止、被害者支援	31
	(DV防止法*に基づく基本計画)	
2	生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	35
3	生涯を通じた健康支援	37
4	防災・減災における男女共同参画の推進	40
目標Ⅲ	男女がともに生きる社会の実現への意識づくり	42
1	男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	43
2	学校教育における男女共同参画の推進	47
3	SDGs*の推進と国際交流の促進	49

第4章 指標と目標

1 指標と目標	53
---------	----

第5章 プランの推進

1 大牟田市男女共同参画審議会	57
2 大牟田市男女共同参画推進本部	57
3 大牟田市男女共同参画センター	57
4 市民団体や関係機関等との連携	57
5 「第4次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理	57
6 国・県等との連携	57

参考資料

大牟田市男女共同参画推進条例	61
大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱	65
男女共同参画社会 [※] 基本法	67
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
大牟田市及び国内外の主な動き	85
用語解説	91
*本文中の「※」印については、参考資料の用語解説をご参照ください。	
大牟田市男女共同参画審議会への諮問書	93
大牟田市男女共同参画審議会からの答申書	94
大牟田市男女共同参画審議会での審議状況	96
大牟田市男女共同参画審議会委員名簿	97

第1章

プラン策定の背景

1 世界の動き

国際連合(国連)は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」をメキシコシティ(メキシコ)において開催し、「平等・開発・平和」を目標とし、女性差別撤廃のために以後10年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和51年～昭和60年(1976年～1985年)を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上のための世界的な行動をスタートさせました。

昭和54(1979)年の第34回国連総会において、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。

平成7(1995)年には、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第4回世界女性会議」が北京(中国)において開催され、21世紀に向けての女性政策の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成23(2011)年に、「ジェンダー^{*}平等と女性のエンパワーメント^{*}のための国連機関(UN Women)」が発足しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー^{*}平等とエンパワーメント^{*}に向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

平成27(2015)年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「国連女性の地位委員会『北京+20』」が開催されました。同年には、国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されて、「持続可能な開発目標(SDGs^{*})17の目標」が定められました。ここでは、「ジェンダー^{*}平等の実現と女性・女児のエンパワーメント^{*}」は全ての目標を達成するための基盤となる非常に重要なテーマとされており、第5目標に「ジェンダー^{*}平等の実現」が掲げられています。

平成30(2019)年末から、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しました。令和2(2020)年、アントニオ・グテーレス国連事務総長は各国政府に対し、感染症の拡大を防ぎ早期に景気を回復するためには、ジェンダー^{*}平等と女性のエンパワーメント^{*}は必要不可欠であり、女性と女児を感染症への対応の中心に据えるよう要請しました。

2 国の動き

国においては、昭和50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和52(1977)年には、「世界行動計画」を踏まえ、今後10年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、男女雇用機会均等法という。)の公布など国内法の整備を経て、「女子差別撤廃条約」の批准を行いました。

平成4(1992)年には、「婦人問題担当大臣」が初めて任命され、平成6(1994)年には、内閣に男女共同参画社会^{*}の形成の促進に関する政策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」が事務局として設置されました。平成11(1999)年に、「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」が施行されるとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育児・介護休業法」という。)が施行されました。また、男女共同参画社会^{*}の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の

「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会[※]基本法」が施行されました。

平成 12(2000)年、「男女共同参画基本計画」を策定するとともに、翌年、中央省庁の再編により、内閣府に「男女共同参画局」を設置し、体制が強化されました。また、同年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法[※]」という。)が制定され、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成 25(2013)年の改正により、交際相手との間で起きる暴力にも一部対応できるようになりました。

平成 17(2005)年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス[※])憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法[※]」という。)が成立し、市町村に対しては、当該市町村の区域内での推進に関する計画の策定に努めることが求められるとともに、一定規模以上の民間事業主や国・地方公共団体においては、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画[※]の策定が義務付けられました。

平成 30(2018)年には、政治分野における女性の参画拡大をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」が公布、施行されました。また、同年には、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

令和 2(2020)年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応や人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加など社会情勢の現状及び課題に関わる認識をふまえた内容となっています。

3 福岡県の動き

福岡県においては、「国連婦人の十年」に向け、国が昭和 52(1977)年に「国内行動計画」を策定したことを受けて、昭和 53(1978)年、女性行政を総合的に推進するための庁内横断組織、「福岡県婦人関係行政推進会議」を設置するとともに、民間有識者で構成する知事の助言機関、「福岡県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和 54(1979)年には、女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」(昭和 61 年、「婦人対策課」に名称変更)が初めて開設され、昭和 55(1980)年には、「福岡県婦人問題懇話会」の提言(「婦人の地位向上と社会参加に関する提言－福岡県計画策定に向けて」)を受け、「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。

昭和 61(1986)年には、国内外の取組み状況、県の行動計画の推進状況を踏まえ、「福岡県婦人問題懇話会(第 3 期)」の提言(「婦人の地位向上に関する提言－新福岡県計画策定に向けて」)を受け、新たな福岡県行動計画「男女共同社会へのしあわせプラン」を策定しました。

平成 3(1991)年には、「婦人関係行政推進会議」、「婦人問題懇話会」、「婦人対策課」が、それぞれ、「女性行政推進会議」、「女性政策懇話会」、「女性政策課(平成 13(2001)年、現在の男女共同参画推進課)」と名称変更されました。

平成 8(1996)年、「第 3 次福岡県行動計画」として「福岡県男女共同参画プラン」が策定されるとともに、福岡県女性総合センター「あすばる」が開館されました。同センターは、平成 15(2003)年、「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」に名称変更されました。

平成 13(2001)年、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14(2002)年、男女共同参画社会[※]基本法に基づく「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成 18(2006)年に、「第 2 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 1 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後改定を重ね、令和 3(2021)年 3 月には、仕事と生活の両立のための働き方改革の推進や暴力被害や生活上の困難などの人権課題に直面している女性への支援などを盛り込んだ「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

平成 31(2019)年には、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定され、条例に基づき令和 2(2020)年から「性暴力対策アドバイザー派遣制度」が開始され、小中高校への出前事業が実施されるなど、性暴力根絶に向けた取組みが進められています。

また、令和 4(2022)年に「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人同士が安心して生活できるよう、多様性を配慮した施策に取り組んでいます。

4 大牟田市の取組み

本市においては、昭和 57(1982)年に教育委員会社会教育課に婦人担当を設置しました。昭和 60(1985)年には、本市における婦人問題に関する総合的施策の立案のための提言を得る「大牟田市婦人問題懇話会」を設置し、あわせて今後の婦人問題対策の総合的な推進について協議するため、庁内に「大牟田市婦人問題関係行政連絡会」を発足させました。

昭和 62(1987)年 9 月に「大牟田市第二次総合計画」を策定し、その中で婦人対策の基本方針を「男女平等の基本原則に基づき、婦人の地位向上、能力開発、社会参加を目標に、婦人自身が住みよい豊かな地域社会づくりに参加できるよう総合的な施策を推進する」としました。さらに、同年 12 月には、婦人問題懇話会にかわり、「大牟田市婦人問題推進委員会」(後の男女共同参画社会[※]推進委員会)を設置し、女性問題の解決と男女平等の社会づくりをめざして取り組みました。

また、平成 2(1990)年 3 月「女性問題の解決をめざして大牟田市行動計画」を策定しました。大牟田市第三次総合計画前期基本計画(平成 8(1996)年度～12(2000)年度)の第 4 編第 8 章に「男女共同参画社会[※]の形成」を掲げ、後期基本計画(平成 13(2001)年度～17(2005)年度)では、第 7 編「計画の推進」の主要施策の一つとして、第 2 章に「男女共同参画社会[※]の形成」を位置づけました。

平成 4(1992)年 4 月に、女性政策を展開する拠点として、大牟田市女性センターを中央公民館に併設しました。

平成 14(2002)年 10 月に、男女共同参画社会[※]推進委員会から「大牟田市の男女共同参画計画

のあり方」について市長へ提言がなされ、平成 15(2003)年 3 月に現行「おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、同プランに基づき、平成 16(2004)年 9 月に市長を本部長とする「大牟田市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に男女共同参画の施策を推進してきました。

平成 18(2006)年 4 月には、「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行し、「大牟田市男女共同参画審議会」を設置しました。平成 20(2008)年には社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、プランの改訂を行い、男女共同参画推進施策を総合的、体系的に取り組んできました。

その後、平成 25(2013)年に新たなプランとして「第 2 次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。平成 28(2016)年 4 月には、「女性活躍推進法^{*}」に基づき、市職員を対象とする「大牟田市特定事業主行動計画^{*}」を策定しました。

平成 30(2018)年 3 月には、「第 3 次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。本計画は、「DV防止法^{*}」や「女性活躍推進法^{*}」に基づく市の計画を包含しています。

平成 31(2019)年 4 月、「大牟田市女性センター」を「大牟田市男女共同参画センター」へ名称変更しました。

第2章

プランの趣旨と概要

1 プラン策定の趣旨

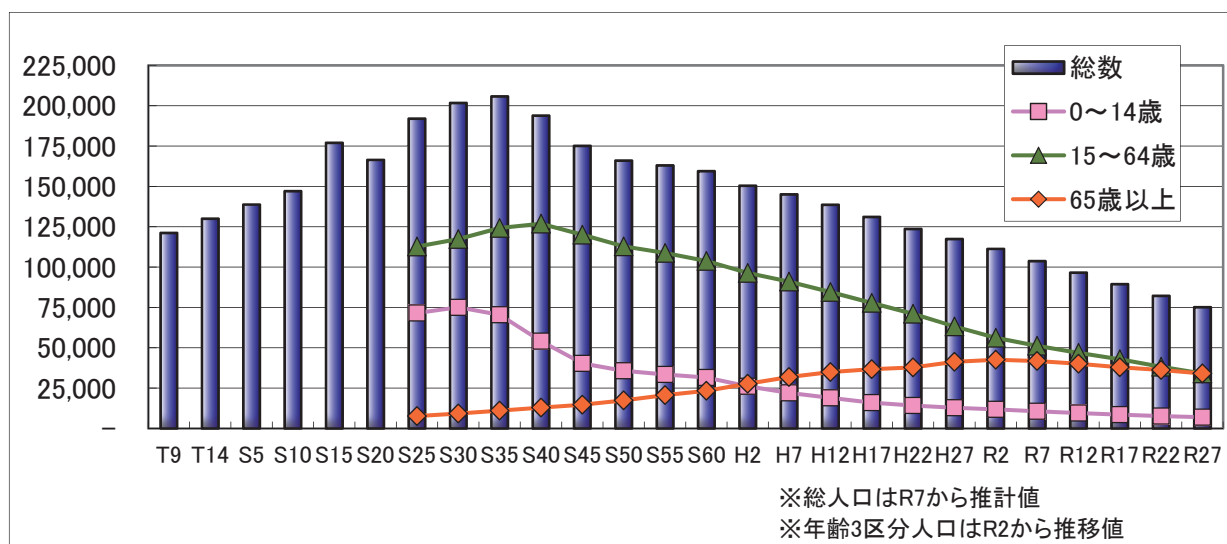
男女共同参画社会※基本法では、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、男女共同参画社会※の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現は、社会全体で取り組むべき重要課題です。少子高齢化が進み人口減少社会に突入している我が国において社会の多様性と活力を高め経済が力強く発展していくためにも、何より男女間の実質的な機会の平等を担保する人権の観点からも男女共同参画社会※の実現が必要です。

これまで、本市においては、「大牟田市男女共同参画推進条例」を定め、この条例の中で、男女共同参画社会※基本法に基づき、男女共同参画計画を策定することを規定し、計画の策定と、計画に基づく施策の推進を行ってきたところです。

この度、平成30(2018)年3月に策定した「第3次おおむた男女共同参画プラン」の計画期間が令和4(2022)年度で終了するため、男女共同参画社会※の実現に向けて、「第4次おおむた男女共同参画プラン（以下、「第4次プラン」という。）」を策定するものです。

大牟田市の人口の推移（総人口と年齢3区分人口）



出典：国勢調査（令和2（2020）年）、国立社会保障人口問題研究所（H30（2018）年推計）

2 基本理念

「第4次プラン」では、「大牟田市男女共同参画推進条例」に基づいて、以下のことを基本理念として推進します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会制度や慣行の及ぼす影響についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担意識^{*}等を反映して、男女共同参画社会^{*}の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3) 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 職場、学校、地域等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

3 基本目標

「男女が生き生きと暮らすまちの実現」をめざして、3つの目標を掲げました。

目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

4 プランの位置づけ

(1) 「大牟田市男女共同参画推進条例」を踏まえ策定

(2) 「大牟田市まちづくり総合プラン」等との整合性を図り策定

上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」や市内の関係する個別計画と整合性を図り策定します。

(3) SDGs^{*}や国・県の計画との整合性を勘案し策定

SDGs※（持続可能な開発目標）の視点を包括的に取り入れ、市の政策・施策を進める際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー※平等の実現」を位置付けられるようプランの推進体制の整備を図っていきます。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定します。

(4) 「DV防止法※」に基づく本市の「基本計画」として位置づけ策定

「DV防止法※」において、市町村は、国の基本方針に即し、都道府県の基本計画を勘案して、市町村の基本計画を定めるよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「配偶者等からの暴力の防止、被害者支援」に関する部分を設け、「DV防止法※」に基づく本市の「基本計画」として位置づけます。

(5) 「女性活躍推進法※」に基づく本市の推進計画として位置づけ策定

「女性活躍推進法※」において、市町村は、国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「あらゆる分野における女性の活躍推進」に関する部分を設け、「女性活躍推進法※」に基づく本市の「推進計画」として位置づけます。

5 プランの期間

「第4次プラン」の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

6 SDGs※と本市の取組み

SDGs※は、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもので、令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

本市では、これまで、SDGs※に基づいた様々な取組みやESD※による持続可能な社会を創る担い手の育成に取り組んできました。また、令和元(2019)年度には、本市がSDGs※の達成に向けて提案した取組みが評価され、「SDGs※未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs※未来都市計画」を策定し、SDGs※に関する取組みを行っています。SDGs※の全17の目標分野のうち、「目標5 ジェンダー※平等を実現しよう」は、すべてのゴールに関わっており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー※の視点を取り入れ、ジェンダー※平等の実現をめざします。



7 プランの体系

めざすもの	目 標	施策の方向
男女が生き生きと暮らしやすまわりの実現	<p style="text-align: center;">I</p> <p>あらゆる分野における女性の活躍推進 (女性活躍推進法[※]に基づく推進計画 1~2)</p>	<p>1 働く場における女性の活躍推進</p> <hr/> <p>2 ワーク・ライフ・バランス[※]の推進</p> <hr/> <p>3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大</p> <hr/> <p>4 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;">II</p> <p>誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現</p>	<p>1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援 (DV防止法[※]に基づく基本計画)</p> <hr/> <p>2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援</p> <hr/> <p>3 生涯を通じた健康支援</p> <hr/> <p>4 防災・減災における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;">III</p> <p>男女がともに生きる社会の実現への意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進</p> <hr/> <p>2 学校教育における男女共同参画の推進</p> <hr/> <p>3 SDGs[※]の推進と国際交流の促進</p>

具体的な施策

- (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
 - (2) 雇用の場における女性の育成・登用推進
 - (3) 再就職に向けた支援
 - (4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進
-
- (1) 多様で柔軟な働き方の推進
 - (2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進
-
- (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進
 - (2) 女性のエンパワーメント[※]のための支援
 - (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援
-
- (1) 地域団体等における意思決定への女性の参画促進
 - (2) 男女がともに参画する地域活動の促進
-
- (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり
 - (2) DV等に対する相談対応
 - (3) 被害者に対する支援
 - (4) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止
-
- (1) 高齢者や障がい者、性的少数者[※]等が安心して暮らせる環境づくり
 - (2) ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援
-
- (1) 生涯にわたる男女の健康支援
 - (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - (3) 適切な性教育の推進
-
- (1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ
-
- (1) 性別役割分担意識[※]や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス[※])の解消
 - (2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
-
- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
 - (2) キャリア教育[※]の充実
-
- (1) SDGs[※]の理解促進
 - (2) 国際交流の促進と在住外国人への支援

